



鳥取県公報

平成 19 年 5 月 18 日 (金)
第 7 8 8 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (446) (指導管理課) 2 貸金業の規制等に関する法律による業務の停止 (447) (経済政策課) 2 土地改良事業の協議の適否の決定 (448) (耕地課) 2 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (449) (水産課) 3 鳥取県海面漁業調整規則による聴聞 (450) (〃) 3 土地収用法による事業の認定 (451) (県土総務課) 4 県道の区域の変更 (452) (道路企画課) 5 県道の供用の開始 (453) (〃) 5 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (454) (東部総合事務所県民局) 5 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (455) (〃) 6 指定居宅サービス事業者の事業所の名称の変更 (456) (東部総合事務所福祉保健局) . . . 7 指定居宅介護支援事業者の事業所の名称の変更 (457) (〃) 7 指定介護予防サービス事業者の事業所の名称の変更 (458) (〃) 7 指定居宅サービス事業者の指定 (459) (西部総合事務所福祉保健局) 8 指定介護予防サービス事業者の指定 (460) (〃) 8 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 (461) (〃) 8
◇ 公 告	自衛官の募集 (防災危機管理課) 9 鳥取県個人情報保護条例の運用状況 (県民室) 10 狩猟免許試験の実施 (公園自然課) 11 狩猟免許の更新に係る適正試験等の実施 (〃) 12 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者の認定 (産業開発課) 14 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全企画課) 14 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 16
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (管財課) 16 公募型プロポーザル方式による受託者の選定 (とっとりイメージ創出室) 19 公募型プロポーザル方式による受託者の選定 (水産課) 21

告 示

鳥取県告示第 446 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

鳥取県手数料徴収条例（平成 12 年鳥取県条例第 37 号）第 2 条第 1 項第 325 号に規定する銃砲又は刀剣類の登録証の再交付の事務に係る手数料の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県教育委員会事務局文化課
課長補佐 名越 佳代子

3 委任期間

平成 19 年 5 月 18 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

鳥取県告示第 447 号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次のとおり業務の全部（弁済の受領及び債権の保全行為を除く。）の停止を命じたので、同法第41条の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 商号

足立商事

2 代表者の氏名

足立 香

3 主たる営業所の所在地

境港市外江町2230-1

4 登録番号

鳥取県知事（1）第00307号

5 登録年月日

平成18年6月16日

6 業務の停止の期間

平成19年5月10日から同年6月8日まで

鳥取県告示第 448 号

日南町が行う土地改良事業（元気な地域づくり交付金事業（基盤整備促進）花口地区農道整備）の協議について

ては、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成 19 年 5 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成19年5月18日から同年6月7日まで
- 3 縦覧に供する場所
日南町役場
- 4 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第 449 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第 108 条第 2 項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 4 項の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加 入 区	漁 業 の 区 分
鳥取浦富加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

鳥取県告示第 450 号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和 40 年鳥取県規則第 46 号）第 52 条第 1 項前段の規定により船舶のてい泊を命ずることに伴い、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、鳥取県聴聞等の手続に関する規則（平成 6 年鳥取県規則第 54 号）第 13 条第 1 項の規定により読み替えて適用する同規則第 9 条前段の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 聴聞の日時 平成 19 年 5 月 25 日（金）午後 2 時から
- 2 聴聞の場所 鳥取市東町一丁目 220
鳥取県庁農林水産部第 1 会議室（鳥取県庁本庁舎 4 階）
- 3 事案の内容 鳥取県海面漁業調整規則第 52 条第 1 項前段の規定により船舶のてい泊を命じようとするものである。

鳥取県告示第 451 号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

琴浦町

2 事業の種類

琴浦町新庁舎建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分 東伯郡琴浦町大字徳万字王神上及び大字浦安字北畠地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

琴浦町新庁舎建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である琴浦町は地方公共団体であることから、本件事業を実施する権能を有しており、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、琴浦町本庁舎の所在する土地と隣接する土地（以下「本件土地」という。）に、本庁舎の機能と分庁舎の機能を統合した新庁舎を整備するものである。

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 本件事業は、本庁舎の機能と分庁舎の機能を統合した新庁舎を整備するものであり、両庁舎の機能の統合を図るとともに、執務スペース及び来庁者の駐車場不足を解消することにより、町民の利便性及び行政サービスの向上が見込まれる。

イ 本件事業は、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業ではなく、工事の際に周辺環境へ十分配慮して施工することにより、本件事業により失われる環境上の利益は、軽微なものになると考えられる。

ウ 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行する上で必要とされる最小限度の範囲であると認められる。

エ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、事業に必要な面積が確保されること、町民の交通の利便性が良いこと、事業費が経済的であること等を条件に4つの土地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして本件土地が選定されている。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、本庁舎の機能と分庁舎の機能を統合した新庁舎を整備するものであり、両庁舎の機能の統合を図るとともに、執務スペース及び来庁者の駐車場不足を解消することにより、町民の利便性及び行政サービスの向上が見込まれることから、早急に整備すべき事業であり、本件土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

東伯郡琴浦町大字徳万 591-2

琴浦町役場

鳥取県告示第 452 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成 19 年 5 月 18 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目 220）において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 5 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
倉吉江北線	倉吉市小田字樋ノ口尻 30-3 地先から同市新田字土手下通 310 地先まで	変更前	6.9~21.2	91.0
		変更後	6.9~26.1	91.0
上井北条線	倉吉市上井字小河原 332-5 地先から同市小田字下河原 655 地先まで	変更前	5.2~22.0	1,437.0
		変更後	8.6~31.7	1,223.0

鳥取県告示第 453 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成 19 年 5 月 18 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目 220）において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 5 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
倉吉江北線	倉吉市小田字樋ノ口尻 30-3 地先から同市新田字土手下通 310 地先まで	平成19年5月19日
上井北条線	倉吉市上井字小河原 332-5 地先から同市小田字下河原 655 地先まで	〃

鳥取県告示第 454 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 19

年 7 月 2 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 5 月 18 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

- 1 申請のあった年月日
平成 19 年 5 月 2 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人地域ネットワーク鳥取
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
永原 正道
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市鹿野町鹿野 1025-3
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民に対し、地域福祉増進のための各種事業、各種スポーツ大会・交流会等の企画・開催に関する事業を行い、地域福祉環境の整備と地域の活性化を図り、もって公益に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第 455 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成 19 年 7 月 2 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 5 月 18 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

- 1 申請のあった年月日
平成 19 年 5 月 2 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人北東亜交流 TML 創研
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
河本 義雄
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市桜谷 158-19
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
本会は、結婚できない人々の拡大情勢を重い社会課題と捉え、その改善行動は、これからの地域づくり及び人権擁護の推進を発展させるために緊要な事項と規定する。すなわち結婚問題が円満な社会づくりは、地域福祉増進の根幹を占めるとの理念である。
よって本会は、すべての人々が結婚し、子どもを育てる喜びが共有できる地域社会実現に、（１）. 不特定多数の人々に対して国際結婚（対象地域：北東アジアに特定）を推奨し、その実現促進支援活動を行う。（２）. 外国人配偶者を迎え入れる体制として、私塾（追って公認授権）日本語学校（日本料理、日本文化講座併設）の常設を行う。公認授権後は、一般留学生の受け入れ事業も実施する。（３）. 国際協力活動の推進のため、外

国人との協働から生まれる、公益寄与及び地域産業の振興が期待できる特殊技術陣等の交流活動と貿易活動を行う。

これらから、社会教育活動、少子化社会及び過疎化社会の改善活動が推進できることを確信し、前記各項とあわせ目的とする。

6 定款の変更事項

名称、目的及び事業

鳥取県告示第 456 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 18 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人八頭町社会福祉協議会 会長 山根 博行	八頭郡八頭町宮谷 254-1	社会福祉法人八頭町 社会福祉協議会本所	八頭郡八頭町宮谷254 -1	平成19年4月1 日

鳥取県告示第 457 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 18 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人八頭町社会福祉協議会 会長 山根 博行	八頭郡八頭町宮谷 254-1	社会福祉法人八頭町 社会福祉協議会本所	八頭郡八頭町宮谷254 -1	平成19年4月1 日

鳥取県告示第 458 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 18 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日

社会福祉法人八頭町社会福祉協議会 会長 山根 博行	八頭郡八頭町宮谷 254-1	社会福祉法人八頭町 社会福祉協議会本所	八頭郡八頭町宮谷254 -1	平成19年4月1 日
------------------------------	-------------------	------------------------	-------------------	---------------

鳥取県告示第 459 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成19年5月18日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
有限会社とんや 代表取締役 福原威文	米子市西福原六丁目18-25	デイサービス翠のさと	米子市西福原七丁目4-1	通所介護	平成19年5月10日

鳥取県告示第 460 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成19年5月18日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
有限会社とんや 代表取締役 福原威文	米子市西福原六丁目18-25	デイサービス翠のさと	米子市西福原七丁目4-1	介護予防通所介護	平成19年5月10日

鳥取県告示第 461 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成19年5月18日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日

株式会社ニチイ 学館	東京都千代田区 神田駿河台 2 - 9	ニチイケアセン ター米子東	米子市上福原三 丁目 8 - 1	居宅介護、重 度訪問介護	平成 19 年 4 月 1 日
〃	〃	ニチイケアセン ター米子	米子市加茂町二 丁目 113	〃	〃

公 告

自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 97 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年度自衛官募集を次のとおり実施する。

平成 19 年 5 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 採用する自衛官及び採用予定数

- (1) 二等陸士：4 名（男性）
- (2) 二等海士：3 名（男性）
- (3) 二等空士：3 名（男性）

（注）採用予定数については、今後の状況により変更する場合がある。

2 募集期間

平成 19 年 6 月 5 日（火）まで

3 試験期日、試験種目及び試験場

(1) 試験期日

平成 19 年 6 月 6 日（水）

(2) 試験種目

筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査（筆記式）及び身体検査

(3) 試験場

米子市両三柳 2603 陸上自衛隊米子駐屯地

4 合格発表予定

平成 19 年 6 月中旬

5 採用予定

- (1) 二等陸士：平成 19 年 7 月下旬及び 10 月下旬
- (2) 二等海士：平成 19 年 8 月下旬及び 10 月下旬
- (3) 二等空士：平成 19 年 7 月下旬及び 10 月下旬

6 応募資格

採用予定月の 1 日現在で満 18 歳以上 27 歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法第 38 条第 1 項に定める欠格事項に該当しないものであること。

7 問合せ先

- (1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）
- (2) 自衛隊鳥取地方協力本部（0857-23-2251）
- (3) 自衛隊鳥取募集案内所（0857-26-4019）
- (4) 自衛隊倉吉地域事務所（0858-26-2900）
- (5) 自衛隊米子地域事務所（0859-33-2440）

鳥取県個人情報保護条例（平成 11 年鳥取県条例第 3 号）第 39 条の規定により、平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成 19 年 5 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 個人情報の開示請求書による開示請求の件数及び処理状況

(件)

実施機関	開示請求件数	処理状況				
		全部開示	部分開示	非開示	不存在	処理中
知事（知事部局）	17	15	2	0	0	0
知事（企業局）	0	0	0	0	0	0
教育委員会	27	25	1	0	0	1
公安委員会	0	0	0	0	0	0
警察本部長	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0	0	0	0
合 計	44	40	3	0	0	1

2 個人情報の口頭による開示請求の件数

(件)

実施機関	開示請求の件数
知事（知事部局）	104
知事（企業局）	0
警察本部長	87
教育委員会	1,588
人事委員会	429
病院事業管理者	17
合 計	2,225

(注) 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭で開示請求をすることができるものであり、請求があったときは、原則開示するものである。

なお、現在口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めているのは、上記の 6 実施機関（知事部局、企業局、警察本部長、教育委員会、人事委員会及び病院事業管理者）のみである。

3 個人情報訂正請求の件数及び処理状況

請求なし

4 個人情報是正の申出の件数及び処理状況

申出なし

5 不服申立ての件数及び処理状況

申立てなし

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 41 条の規定による狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成 19 年 5 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 受験対象者

鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、法第 40 条各号のいずれにも該当しないもの。

2 実施期日等

実施期日	時間	場 所
平成19年7月8日(日)	午前9時30分から午後5時まで	米子会場 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所新館第13会議室ほか
平成19年7月29日(日)	午前9時30分から午後5時まで	鳥取会場 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所講堂ほか
平成19年9月2日(日)	午前9時30分から午後5時まで	倉吉会場 倉吉市駄経寺町212-5 鳥取県立倉吉未来中心セミナールーム3ほか

3 試験

(1) 科目

ア 適性試験（視力、聴力及び運動能力）

イ 知識試験（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識）

ウ 技能試験（猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別）

(2) 時間

6時間 30分

4 受験申込手続

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類等を添えて、住所地を所管する総合事務所長に持参し、又は郵送すること。

(1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

(3) 80円切手1枚（受験票返送用）

5 申込受付期間

平成19年6月1日（金）から各会場ごとに次に掲げる期限日までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵送による場合は、期限日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(1) 米子会場 平成19年6月22日（金）

(2) 鳥取会場 平成19年7月13日（金）

(3) 倉吉会場 平成 19 年 8 月 17 日(金)

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

(1) 網猟免許又はわな猟免許を取得するもの

ア 法第 49 条各号に掲げる者 2,800 円

イ その他の者 4,300 円

(2) 第 1 種銃猟免許又は第 2 種銃猟免許を取得するもの

ア 法第 49 条各号に掲げる者 4,000 円

イ その他の者 5,300 円

(3) 納付方法

(1)及び(2)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 その他

(1) 県主催の狩猟者養成講習会(受講料無料)の参加希望者は、受験申込みの際に申し出ること。

(2) 詳細については、鳥取県生活環境部公園自然課(電話 0857-26-7872)又は住所地を所管する総合事務所の次に掲げる担当課に問い合わせること。

区 分	郵便番号	所 在 地	電話番号
東部総合事務所生活環境局生活安全課	680-0061	鳥取市立川町六丁目176	0857-20-3676
中部総合事務所生活環境局生活安全課	682-0802	倉吉市東巖城町2	0858-23-3276
西部総合事務所生活環境局生活安全課	683-0054	米子市糺町一丁目160	0859-31-9320
日野総合事務所福祉保健局保健衛生課	689-4503	日野郡日野町根雨140-1	0859-72-2038

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。)第 51 条第 2 項及び第 4 項の規定による狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成 19 年 5 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの。

2 実施期日等

(1) 東部総合事務所管内

実施期日	時 間	場 所	対 象 者
平成19年8月8日(水) 及び同月9日(木)	午前9時から 午後1時まで	鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所講堂	鳥取市(平成16年10月31日における鳥取市、岩美郡国府町及び福部村並びに気高郡気高町、鹿野町及び青谷町の区域に限る。)又は岩美郡岩美町に住所を有する者
平成19年8月10日(金)	午前9時から 午後1時まで	八頭郡八頭町宮谷80 八頭町郡家公民館大集会室	鳥取市(平成16年10月31日における八頭郡河原町、用瀬町及び佐治村の区域に限る。)又は八頭郡に住所を有する者

(2) 中部総合事務所管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成19年8月2日(木)	午前9時から 午後1時まで	倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所講堂	倉吉市又は東伯郡湯梨浜町、三朝町、北栄町若しくは琴浦町に住所を有する者

(3) 西部総合事務所管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成19年8月28日(火)	午前9時から 午後1時まで	米子市糺一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂	米子市、境港市又は西伯郡に住所を有する者

(4) 日野総合事務所管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成19年8月22日(水)	午前9時から 午後1時まで	日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所会議室棟 大会議室	日野郡に住所を有する者

3 講習

(1) 科目

- ア 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令
- イ 猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理

(2) 時間

3時間

4 適性試験

講習終了後、狩猟に関する適性を審査するため、次の事項につき適性試験を行う。

- (1) 視力
- (2) 聴力
- (3) 運動能力

5 申込手続

所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて、住所地を所管する総合事務所長に持参し、又は郵送すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書。
- (3) 80円切手1枚(受検票返送用。郵送により申請する者のみ)

6 申込受付期間

平成19年7月2日(月)から各総合事務所ごとに次に掲げる期限日までの各日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く)。

なお、郵送による場合は、期限日までの消印のあるものに限り受け付ける。

- (1) 東部総合事務所管内 平成19年7月27日(金)
- (2) 中部総合事務所管内 平成19年7月20日(金)
- (3) 西部総合事務所管内 平成19年8月17日(金)
- (4) 日野総合事務所管内 平成19年8月10日(金)

7 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

- (1) 狩猟免許更新手数料 2,900円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 その他

詳細については、鳥取県生活環境部公園自然課（電話 0857-26-7872）又は住所地を所管する総合事務所の次に掲げる担当課に問い合わせること。

区 分	郵便番号	所 在 地	電話番号
東部総合事務所生活環境局生活安全課	680-0061	鳥取市立川町六丁目176	0857-20-3676
中部総合事務所生活環境局生活安全課	682-0802	倉吉市東巖城町2	0858-23-3276
西部総合事務所生活環境局生活安全課	683-0054	米子市柁町一丁目160	0859-31-9320
日野総合事務所福祉保健局保健衛生課	689-4503	日野郡日野町根雨140-1	0859-72-2038

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 4 号の規定に基づき、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定したので、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 135 条の 3 第 1 項第 4 号の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 5 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称及び代表者の氏名	所在地	物品の名称	物品の内容
有限会社赤碕清掃 代表取締役 岡崎 栄	東伯郡琴浦町大字赤碕 1986-2	木質ペレット燃 料	木質系の副産物等を原料とし た固形燃料

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成 19 年 5 月 18 日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

1 講習の区分等

(1) 講習の区分 追加取得講習及び特例措置講習

(2) 講習に係る警備業務の区分 法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する警備業務のうち、空港保安警備業務及び施設警備業務（以下「1号警備業務」という。）

2 実施期日

(1) 平成 19 年 6 月 26 日（火）から同月 29 日（金）まで

(2) 時間 午前 9 時から午後 4 時 50 分まで。ただし、平成 19 年 6 月 29 日（金）については、午前 9 時から午後 2 時 50 分までとする。

3 実施場所

鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎 3 階第 7 会議室

4 受講定員

40 名

5 講習事項

警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。

6 受講対象者

受講対象者は、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ定める者とする。

- (1) 追加取得講習 1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
 - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
 - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
 - オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

- (2) 特例措置講習 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者

7 受講申込書の受付期間

平成19年5月21日（月）から同月25日（金）までの午前8時30分から午後5時30分まで。ただし、定員になり次第締め切る。

8 受講申込書の提出先

鳥取県内の各警察署（郵便等による受講申込書の提出は、認めない。）

9 受講申込書の提出部数等

受講申込書は1通とし、写真（受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもの）をその所定欄にはり付け、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 6の(1)のアに該当する者にあつては、資格者証又は修了証明書の写し、1号警備業務に従事したことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- (2) 6の(1)のイに該当する者にあつては、資格者証又は修了証明書の写し及び1級検定に係る合格証明書の写し
- (3) 6の(1)のウに該当する者にあつては、資格者証又は修了証明書の写し、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (4) 6の(1)のエに該当する者にあつては、資格者証又は修了証明書の写し及び旧1級検定に係る合格証の写し
- (5) 6の(1)のオに該当する者にあつては、資格者証又は修了証明書の写し、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- (6) 6の(2)に該当する者にあつては、旧資格者証の写し

10 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、23,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) 講習終了後に修了考査を行う。

- (2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (3) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 3 第 1 項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成 19 年 5 月 18 日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成 19 年 6 月 7 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	米子市上福原 1226-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂 の各警察署の管内に居住す る者
		平成 19 年 6 月 26 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁第 2 庁舎 4 階第 33 会議 室	鳥取、郡家及び智頭の各警 察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3 時間
- (2) 講習課目
- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000 円
- (2) 納付方法
- (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 5 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

リースバック方式による自動車の譲渡及び賃貸借 347 台

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成 19 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで（自動車ごとの借入期間は、入札説明書による。）

(4) 借入場所

鳥取県庁本庁舎及び各地方機関（自動車ごとの借入場所は、入札説明書による。）

(5) 入札方法

契約に当たっては、(1)の自動車の売却に係る譲渡代金の総額（以下「譲渡代金総額」という。）をもって物品譲渡契約における契約金額とし、借入れに係る賃貸借料の総額（以下「賃貸借料総額」という。）をもって物品賃貸借契約における契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった賃貸借料総額から譲渡代金総額を減じて得た金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。なお、この場合において、譲渡代金総額は、仕様書に添付するリース車両一覧表において県が指定する金額とする。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）のうち、リース・レンタルに係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 6 月 4 日（月）午後 5 時までに 4 の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成 19 年 5 月 18 日（金）から同年 6 月 27 日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 自動車のリース契約を履行した実績があり、自動車の買受け及び貸付けを確実に履行できる者であること。

(5) 物品賃貸借契約の締結後、保守、点検、修理その他のメンテナンスサービスを貸付先の求めに応じて速やかに提供することができること。

(6) 本店、支店若しくは営業所を鳥取県内に有し、又は 1 の(3)の履行期間の初日までに有することとなる者で、契約の履行に関する連絡及び調整について即座に対応できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部管財課管理係

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部管財課管理係

電話 0857-26-7085

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書等の交付方法

平成 19 年 5 月 18 日（金）から同年 6 月 19 日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kanzai/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成 19 年 5 月 18 日（金）から同年 6 月 19 日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 6 月 27 日（水）午後 1 時 30 分（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。）

鳥取県庁営繕入札室（鳥取県庁第二庁舎 4 階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2 の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を 4 の(1)の場所に平成 19 年 6 月 19 日（火）午後 5 時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として 1 の(5)で定める金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として 1 の(5)で定める契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語、通貨及び時刻
日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効
2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 落札者の決定方法
この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。
- (5) 手続における交渉の有無
無
- (6) その他
詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : 347 leaseback cars
- (2) Leasing term and Delivery term : From July 1, 2007 through March 31, 2014.
The details of the products to be leased are followed to the specifications.
- (3) Leasing place : Tottori Prefectural Government and additional places.
- (4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 p.m. June 19, 2007
- (5) Date and time for the submission of tenders : 1 : 30 p.m. June 27, 2007
Deadline for the submission of tenders by registered mail : 12noon June 27, 2007
- (6) Contact point for the notice : Property Management Division
General Affairs Department, Tottori Prefectural Government
1-220 Higashi-machi Tottori-city 680-8570 Japan
TEL 0857-26-7085

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成 19 年 5 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 業務の概要

- (1) 業務名
鳥取県の認知度、好感度を高める情報発信の企画及び実施業務
- (2) 業務の区分及び内容
次のア及びイの業務の区分について、それぞれ受託者の選定を行う。なお、受託者の選定のための評価に当たっては、ア及びイの業務の区分のすべてに参加した者についても、それぞれの業務の区分ごとに評価を行うものとする。
ア 雑誌媒体等を中心とした広報宣伝業務（以下「募集Ⅰ」という。）
(ア) 業務の目的
全国又は首都圏で発行される雑誌媒体又は映像媒体等を活用し、鳥取県の認知度、好感度を高める。

(イ) 業務の内容

- a 媒体の選択及び出版事業者、放送事業者等との交渉
- b 取材、版下の作成、その他の掲載又は放映に関する一連の業務

(ウ) 委託額 1,500万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

(エ) 業務の仕様

6の(2)により交付するプロポーザル参加要領（以下「参加要領」という。）に示すところによる。

イ 新聞媒体を中心とした広報宣伝業務（以下「募集Ⅱ」という。）

(ア) 業務の目的

中京（名古屋）地域において、新聞媒体を中心とした情報発信を行うことにより、鳥取県の認知度、好感度を高める。

(イ) 業務の内容

- a 媒体の選択及び新聞社等との掲載交渉
- b 取材、版下の作成、掲載等に関する一連の業務

(ウ) 委託額 600万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

(エ) 業務の仕様

参加要領に示すところによる。

(3) 履行期間

契約締結日から平成20年3月25日まで

2 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成19年5月18日（金）から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 平成19年5月18日（金）から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 本件業務の企画提案書の提出の日までの間に、平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、役務のイベント・広告・企画に係るものを有していること。
なお、このプロポーザルに参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成19年5月24日（木）までに6の(6)の場所に提出すること。
- (5) 平成17年度以降において、同程度の広報宣伝業務に関し実施の実績のある者であること。

3 参加表明書の審査

企画提案書を提出することができる者は、参加表明書を提出した者のうちから、鳥取県企画部とっとりイメージ創出室で、2の資格を審査して決定する。

4 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、鳥取県の認知度、好感度を高める情報発信の企画及び実施業務評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、募集Ⅰ及び募集Ⅱのそれぞれについて、次の評価項目について、評価委員会の各委員による採点を行うものとし、各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とする。

- (1) 企画内容
- (2) 遂行能力
- (3) 経費の適正さ及び媒体の信頼度

5 最優秀提案者及び優秀提案者の選定

募集Ⅰ及び募集Ⅱのそれぞれについて、4により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定す

る。また、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行い、募集Ⅰ及び募集Ⅱのそれぞれについて、得点の高い順に上位4者を優秀提案者として選定する。ただし、評価委員会の評価結果によっては、選定する者の数を減じ、又は選定しないことがある。

6 手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県企画部とっとりイメージ創出室
電話番号 0857-26-7097
ファクシミリ 0857-26-7127
電子メールアドレス tottoriimage@pref.tottori.jp

(2) 参加要領の交付

平成19年5月18日（金）から同月31日（木）午後5時までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/image>)から入手するものとする。

(3) 参加表明書の提出

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、参加要領に基づき参加表明書を作成し、平成19年5月31日（木）午後5時までに(1)の電子メールアドレスに提出すること。

(4) 企画提案書の提出

企画提案書の提出者として選定された者は、参加要領に基づき企画提案書を作成し、平成19年6月11日（月）午後5時までに(1)の電子メールアドレスに提出すること。なお、企画提案書に添付する書類のうち、電子メールによる提出ができないものについては、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出すること。

(5) 質問の受付

この公告による選定について質問がある場合には、参加要領に基づき質問書を作成し、平成19年5月31日（木）午後5時までに(1)の電子メールアドレスに提出すること。

(6) 入札参加資格審査申請書の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当
電話0857-26-7431, 7432又は7433

7 契約の締結

募集Ⅰ及び募集Ⅱのそれぞれについて、5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、5により順位付けられた上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

8 参加報酬等

この公募型プロポーザルへの参加に係る経費は、参加者の負担とする。ただし、最優秀提案者及び優秀提案者には、参加報酬として、募集Ⅰにあってはそれぞれ2万円、募集Ⅱにあってはそれぞれ1万円を支払う。

9 その他

詳細は、参加要領による。

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成19年5月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 業務の概要

- (1) 業務名 漁獲情報システム開発に係る調達設計書作成等業務
- (2) 業務内容 漁獲情報システム開発に係る要件定義、画面設計の一部を取り込んだ調達設計書（仕様書、費用内訳書、図面等をいう。）を作成し、併せてプロジェクト管理を行う。なお、詳細は別に定める仕様書による。
- (3) 業務期間 契約締結日から平成 20 年 3 月 31 日（月）まで
- (4) 委託料 1,018 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

2 参加資格等

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 19 年 5 月 18 日（金）から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 平成 19 年 5 月 18 日（金）から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 本件業務の企画提案書の提出の日までの間に、平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、情報処理サービスに係るものを有していること。なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 5 月 24 日（木）までに 5 の（6）の場所に提出すること。
- (5) この公募型プロポーザルにより委託業務の受託者に選定され、本県と契約を締結した者は、1 の（1）の漁獲情報システムの開発業務の入札参加資格を失うものであること。

3 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、1 の（2）の業務内容についての基本的な考え方、業務の実績、担当者のスキル等の評価項目について、別に定める評価基準に基づき各評価委員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して行う。

4 最優秀提案者の選定

3 により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても得点順に順位付けを行う。

5 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県農林水産部水産振興局水産課

電話 0857-26-7318

電子メール suisan@pref.tottori.jp

- (2) 参加要領の交付

ア 交付期間

平成 19 年 5 月 18 日（金）から同月 31 日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付場所

(1) に同じ。

- (3) 参加表明書の提出

ア 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、参加要領に基づき参加表明書を作成し、持参又は送

付すること。なお、送付による場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるもの（親展扱いとすること。）によること。

イ 提出場所

（1）に同じ。

ウ 提出期間及び時間

平成 19 年 5 月 18 日（金）から同月 31 日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

なお、送付による場合は、30 日（水）午後 5 時までに到着したものに限り受け付ける。

（4）企画提案書等の提出

ア 提出方法

参加要領に基づき企画提案書及び見積書を作成し、業務実績に係る契約書等の写しを添付して、持参すること。

イ 提出場所

（1）に同じ。

ウ 提出期間及び時間

平成 19 年 5 月 31 日（木）から同年 6 月 8 日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

（5）質問の受付

ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、参加要領に基づき質問書を作成し、電子メールを利用して提出すること。

イ 提出場所

（1）に同じ。

ウ 受付期限

平成 19 年 6 月 4 日（月）正午まで

（6）競争入札参加資格審査申請書の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

6 契約の締結

4 により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、4 により順位付けられた上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

7 その他

（1）契約書作成の要否

要

（2）関連情報を入手するための照会窓口

5 の（1）に同じ。

（3）詳細は、参加要領による。